

リビング・ニーズ特約(04) 無配当



♡ 特長

**より有意義に生きていただくために
保険金を前払いします。**

被保険者が余命6か月以内と判断されるときは、ご契約の死亡保険金・家族年金現価の一部または全部をお支払いします。

この特約の保険料はありません。

この特約の特約保険料を払い込む必要はありません。

必要に応じた金額をご請求いただけます。

ご請求金額(指定保険金額)は、ご契約の死亡保障の所定の範囲内*(ただし、被保険者お一人につき3,000万円以内)で、必要額をご請求いただけます。

*詳細については裏面をご覧ください。

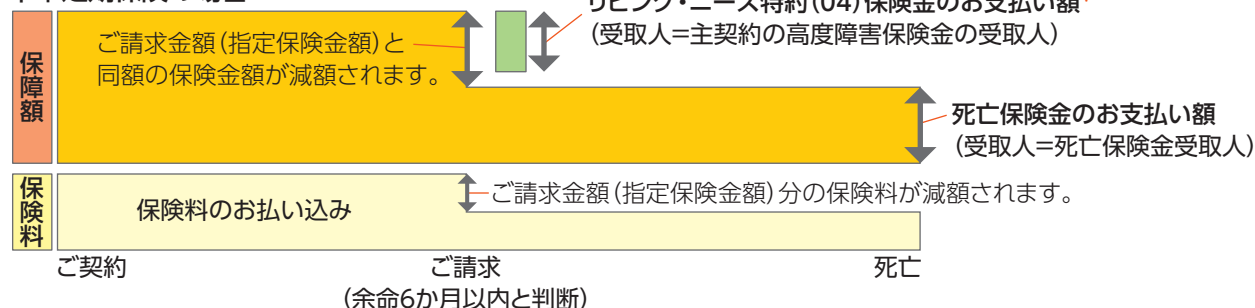
お支払いする保険金は非課税です。

この特約の保険金を被保険者が受け取られる場合は、非課税扱となります。

📄 仕組とお支払い保険金額

図はイメージです。

平準定期保険の場合



*お支払い保険金額

ご請求金額(指定保険金額)から、指定保険金額に対応する6か月分相当の利息と保険料相当額を差し引いた金額をお支払いします。また、貸付金がある場合は、その元利合計金額も合わせて差し引きます。

$$\text{お支払い額} = \text{ご請求金額 (指定保険金額)} - \text{6か月分の利息および保険料相当額}$$

🤝 保険金のお支払い事由

詳細については「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

お支払いする保険金	お支払い事由	お受け取りになる人
特約保険金	余命が6か月以内と判断*1されるとき	主契約の高度障害保険金*2の受取人

*1 余命6か月以内とは、日本で一般に認められた医療による治療を行っても余命が6か月以内であることを意味し、その判断は、医師が記入した診断書や請求書類にもとづいて当社が行います。

*2 主契約に「高度障害保険金」が設定されていない場合、高度障害年金、障害年金、介護年金、特定疾病保険金、障害保険金、介護保険金の受取人となります。

- この特約を付加できる主契約については「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。
- 特約保険金のお支払いは、1契約について1回とします。特約保険金をお支払いした後は、この特約は消滅します(消滅後に、再度この特約を付加することはできません)。



ご契約に際して

指定保険金額の範囲

◆ご請求額(指定保険金額)は、請求日*1の主契約と特約の死亡保険金額*2(家族年金の場合は家族年金現価)の範囲内、かつ被保険者お一人につき3,000万円以内*3となります。

*1 通減定期保険、通減定期保険特約、生前給付通減定期保険(生活保障型)、家族収入保険、家族収入特約は、請求日から6か月後。

*2 死亡保険金額のうち、積立利率変動型終身保険の増加保険金額、変額保険(終身型・有期型・定期型)のプラスの変動保険金額は指定できませんが、ご指定いただいた指定保険金額と基本保険金額との割合に応じた額を増加保険金額、変動保険金額から特約保険金としてお支払いします。

*3 ミドル建保険の場合、1米ドル100円として換算のうえ、通算します(2018年8月現在)。

●主契約または特約の保険期間が終身でない場合、保険期間の満了前1年以内はご請求いただけません。ただし自動更新が可能な場合を除きます。

◆特約保険金としてどの保険種類の保険金等を指定するかをお決めいただけますが、ご指定がない場合には、主契約と特約の保険金額の割合に応じて各保険種類から特約保険金をお支払いします。

保険金のお支払い時のお取り扱い

◆主契約の死亡保険金全額を指定保険金額としてご請求いただいた場合、保険金のお支払い後に、主契約は請求日にさかのぼって消滅します。

この場合、主契約に付加されている特約も同時に消滅します。

◆死亡保険金額の一部を指定保険金額としてご請求いただいた場合、保険金のお支払い後に、指定保険金額と同額の保険金額は消滅します。

この場合、主契約に付加されている特約はそのまま続きます。

ナーシング・ニーズ特約(04)と同時に付加した場合

◆リビング・ニーズ特約(04)の特約保険金をお支払いした場合、ナーシング・ニーズ特約(04)は消滅します。

指定代理請求人制度をご利用される際の留意点

◆特約保険金の受取人が被保険者の場合で、かつ、あらかじめ指定代理請求人を指定されている場合は、被保険者が保険金を請求できない特別な事情があるときに、指定代理請求人からご請求いただくこともできます。

指定代理請求人制度をご利用になる場合、次の点についてあらかじめご了承ください。

- 指定代理請求人からの請求にもとづき特約保険金をお支払いした場合、被保険者にはその旨をご連絡しないため、被保険者の了知なしに特約保険金が支払われ、以後の契約内容が変わる(保険金額・保険料が減額することになります。その事実を被保険者が知った場合、余命6か月以内であることを察知してしまう可能性があります。
- 特約保険金のお支払い後に、契約者(または被保険者)から契約内容についてご照会があったときは、契約者(または被保険者)に特約保険金をお支払いしたことを、回答せざるをえないことがあります。このため、契約者(または被保険者)に余命6か月以内であることを知られることがあります。

ご確認ください

- ご契約の際には「重要事項説明書(契約概要)」、「重要事項説明書(注意喚起情報)」、「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。
- 当社の担当者は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。
- 担当がお客さまより現金・小切手をお預かりすることは一切ございません。

ソニー生命保険株式会社

本社 〒100-8179 東京都千代田区大手町1-9-2
大手町フィナンシャルシティ グランキューブ
ホームページ <http://www.sonymlife.co.jp>

担当者の身分・権限などについてのお問い合わせは下記のフリーダイヤルをご利用ください。

《カスタマーセンター》 ☎ 0120-158-821

個人情報の保護に関する法律の定めに基づき、契約内容に関するお問い合わせは保険契約者ご本人様からお願いしております。

なお、お問い合わせの際は、保険証券など「証券番号」が分かるものをご用意ください。

担当者

商品内容の詳細は下記担当者までお問い合わせください。